B　様式　2

保健所　保健所ｺｰﾄﾞ

申請区分　1．新　規　2．更　新　3．一部負担額の区分の変更　4．転　入

ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）　医療受給者証交付申請書

申請疾患名	1．B型慢性肝炎（インターフェロン）　2．C型慢性肝炎（インターフェロン） 3．C型代償性肝硬変（インターフェロン）　4．B型慢性肝疾患（核酸アナログ製剤使用） 5．C型慢性肝炎（インターフェロンフリー）　6．C型代償性肝硬変（インターフェロンフリー） 7．C型非代償性肝硬変（インターフェロンフリー）

対象疾患患者				
	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	（和暦）　年　月　日		
	住所	（〒　－　） （電話　－　－　）　※日中に繋がる電話番号を記載してください。		
	保険の種類	被用者（協会・組合・船員・共済）・国保・後期高齢 国保組合（建設・歯科医師・薬剤師・医師）・その他（　）	本人・家族の別	本人 家族
	生計中心者氏名		※患者と住民票上別世帯の場合は右欄に☑	☐
	医療受給者証の受給者番号　※更新申請時のみ記載してください。			

北海道知事　様

（インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤）の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、医療受給者証の交付を申請します。

年　月　日

【診断書の研究利用についての同意】

私は、ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証の交付申請に当たり、提出した診断書が厚生労働科学研究事業研究班に送致され、肝炎治療の基礎資料として使用（道外に転出した場合に、個人票が転出先の都府県知事に送致され、引き続き当該研究の継続的な基礎資料として使用されることを含む。）されることに同意します。

※なお、同意しない場合のみ、右に署名をお願いします。

（同意しません　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿）

申請者（患者本人の場合は氏名のみ記入してください。）				
	氏名		患者との続柄	
	住所	（〒　－　） （電話　－　－　）		

※申請に当たっては、裏面も必ずお読みください。

保健所等記入欄	収受印	【新規及び更新申請の添付資料】 1．診断書（様式３－１～様式３－４） 2．世帯全員の住民票 3．健康保険証の写し 4．原則、世帯全員の市町村民税の課税年額(所得割がわかるもの)を証明する書類（※源泉徴収票や確定申告の写しは不可）
		申請者の自己負担区分　A　B　D
		整理番号

裏面もご確認ください

様式　２（裏面）

【市町村民税額世帯合算対象除外申請】

※月額自己負担限度額は、原則世帯全員の市町村民税課税年額を合算し判定しますが、次の＜除外条件＞にすべて該当する場合、合算対象から除外することができますので、申請を希望される場合は、下記の「除外を希望する対象者の氏名」を記載し、患者の配偶者・除外希望対象者の健康保険証の写しを併せて提出してください。

（※なお、世帯構成や加入保険の状況等により除外されないこともあります）

＜除外条件＞
（１）患者の配偶者ではないこと　（２）患者及びその配偶者と地方税法上の扶養関係にない
（３）患者及びその配偶者と医療保険上の扶養関係にない

市町村民税額合算対象除外申請書

上記（１）から（３）を満たすので、次の者を市町村民税課税額の合算対象から除外することを希望します

除外を希望する対象者の氏名（フリガナ）	患者との続柄

＜申 請 の 際 の 注 意 事 項 ＞

新規及び更新申請における添付書類及び留意事項は次のとおりです。添付書類に不備があるときは、道庁から問い合わせるなど、審査が終了するまでに時間を要しますので、注意してください。

○　交付申請に必要な添付書類は次のとおりです。

①　診断書（※B型慢性肝疾患（核酸アナログ製剤）の**更新**においては、診断書に代わる資料も可）
申請書への添付有効期間は、記載日から３か月以内です。

②　申請患者の世帯全員の住民票（※１参照）

③　申請患者の加入する被保険者証又は組合員証の写し

④　原則、世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類（※２・３参照）

※１　世帯全員の住民票：申請書への添付有効期間は、発行日から３か月以内です。

※２　市町村民税課税年額を証明する書類：申請時期により異なりますので、次の表を参考に提出してください。

申請時期	課税証明書の年度	（一例）
①４月～５月末	前年度	令和５年４月申請⇒令和４年度の証明書
②６月中	前年度または当該年度	令和５年６月申請⇒令和４年度または令和５年度の証明書 ※世帯全員で年度は揃えること **※前年度の証明書を提出した場合、申請後に課税年度更新を理由とした自己負担額の変更は対応できません**
③７月～３月末	当該年度	令和５年７月以降の申請⇒令和５年度の証明書

※３　世帯全員分が必要とならない場合（下記に該当しない場合は原則、世帯全員分が必要となります）

①義務教育者（中学生以下）は提出不要

②単身赴任等で住民票上別世帯である者が生計中心者（患者の申告）で、その者が課税されている場合は、全員不要

③医療保険が被用者（社会）保険または後期高齢者医療制度で、次の表に該当する場合、対象者以外は不要

医療保険の種類		生計中心者（患者の申告）		課税状況		書類提出の対象者
●被用者（社会）保険	⇒	被保険者	⇒	被保険者が非課税	⇒	被保険者のみ
		被保険者以外の場合	⇒	生計中心者と被保険者が非課税	⇒	生計中心者と被保険者の２人分
●後期高齢者医療制度	⇒	同一世帯内の後期高齢保険加入者	⇒			同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員